

CMC 空間におけるコミュニケーション的行為の 実践可能性

—— 自己と「他者」との間における妥当性要求はいかにして満たしうるか ——

崔 昌 幸

1. はじめに

本稿は、かつてドイツの社会理論家であるユルゲン・ハーバーマスが1981年に著した『コミュニケーション的行為の理論』において定式化を行った「コミュニケーション的行為」という概念が、CMC (Computer-Mediated Communication) 空間においていかに実践されうるのかということを探究する試みである。さらに言えば、次のように言い換えることもできるだろう。すなわち本稿は、CMC 空間において、ハーバーマスが定式化するコミュニケーション的行為に基づくテキスト・ベースのメディア・コミュニケーションが、不特定多数の「他者」といかに行われるかを問う探究でもある。

現代社会は、言い換えれば高度情報社会とも言われる。高度情報社会における象徴の一つに、インターネットが挙げられることは疑いようもない。そもそもインターネットは、1960年代のアメリカ国防省庁から端を発していると言われている。冷戦時代における情報交通網を、いかにして一方的なものから分散的なものにするかという問題からである。そこからインターネットは始まったのである。その後、学術界においてのみ使用されていたインターネットは、次第に商業目的においても使用されることとなった。その要因の一つとなったのは、1989年のWWW (World Wide Web) の登場である。

三浦と篠原によれば、WWWとは広域情報システムの一つであり、①ハイパーテキストを介することによってインターネット上の全ての情報を取得可能にし、②そこでの全ての情報をシームレスに結合することによって、③統一された方法によって、あらゆる種類の全ての情報に、容易にアクセスすることを可能にしたものであるという(三浦・篠原1997)。WWWの登場に先んじて、1962年にマーシャル・マクルーハンは、電子的大衆メディア(当時はテレビやラジオなどを指していた)によってメディア・コミュニケーションが活発となり、時間／空間という障壁が失われた「グローバル・ヴィレッジ」の到来を予見した(McLuhan 1962=1986)。その後、バーチャル・コミュニティ(仮想共同体)に関する議論(Rheingold 1993=1995)や、インターネット空間における「公共圏」の創出に関する議論(例えば吉田2000、干川2001、干川2003など)、そして、そこでの討議／熟議に対する懐疑(例えばDahl 1998=2001、Sunstein 2001=2003、

Sunstein 2012、Sunstein 2017=2018 など) までの流れは、インターネットの爆発的な流行という社会的文脈に則せば、当然の流れであるのかもしれない。

それでは、CMC 空間においては、テキスト・ベースによる、いかなるコミュニケーション的行為がなされているのだろうか。そこにはいかなる困難があるのだろうか。以上のような問題意識のもと、本稿においては、CMC 空間における、テキスト・ベースによるコミュニケーション的行為の実践に関する探究を行っていく。しかしそれ以前の問題として、本稿においては、そもそも現実世界におけるコミュニケーション的行為がなぜ実践されなければならないのかという問いを踏む手続きが必要となってくるだろう。そこで次節では、「社会統合」と「他者」という二つの重要概念に着目し、ハーバーマスの社会理論、特にコミュニケーション的行為に関する理論とその展開を追うことによって、この種の問いに関する手続きを踏むこととしよう。

2. コミュニケーション的行為に関する理論と展開 —— 「社会統合」と「他者」に着目して

前節で筆者は、「社会統合」と「他者」という二つのキー・タームに着目すると述べた。その理由は、以下で述べるコミュニケーション的行為の概念と密接に関わってくるからである。それでは、そもそもハーバーマスは『コミュニケーション的行為の理論』において、「コミュニケーション的行為」をどのように定式化しているのだろうか。その前提として、コミュニケーション的行為が働く空間、すなわち、同じくハーバーマスが定式化した「公共圏」概念について見る必要がある。ハーバーマスが『公共性の構造転換』において定式化した公共圏概念は、自律性・公開性・平等性に基づき、誰もが平等に、かつ自由に自らの意見を表明し、討議し、立場や身分を乗り越えた言論空間であるとされる。そして、その自由かつ平等な討議の中で、コミュニケーション的行為は立ち現れる。

コミュニケーション的行為は、生活世界を再生産する媒体としての日常言語について、語用論に依拠する形で展開される。すなわち、ハーバーマスが危惧を抱く「システムによる生活世界の植民地化」に抗い、自由で平等な公共的コミュニケーションによる合意形成を促す一種の行為として展開されるのである。同時に、これによりコミュニケーション的行為は、他の行為類型とは区別されることとなる。ハーバーマスは「目的論的行為」、「規範に規制される行為」、「演劇的行為」、そして「コミュニケーション的行為」に区分する。そしてハーバーマスは、コミュニケーション的行為について、以下のように述べる。

コミュニケーション的行為の概念は、発話でき行為できる少なくとも二人の主体 —— (言語であれ言語以外の手段を用いてであれ) 人格相互の関係をもつ —— に、かかわるものである。行為者たちは、自分たちの行為の意図および行為を同意できるよう調整するために、行為の状況に関して了解を求める。解釈の中心概念はなによりも、合意できる状況の規定の取り扱い方に関係している (Habermas 1981=1985: 133)。

そしてハーバーマスは、コミュニケーション的行為モデルの中では「言語」が重要な位置を占めると述べるのである。また同時に、コミュニケーション的行為を暫定的に導入することにより、コミュニケーション的行為を他の三つの行為類型と差異化する。

コミュニケーション的行為の概念が現れるとともに、行為者の世界との連関そのものを映し出す言語との媒体というもう一つの前提条件が現れてくる。これまではただ社会学者だけしか取り上げなかった合理性の問題が、いまやこうした段階の概念形成において、行為者自身の視点に入ってくる。それとともにわれわれは、言語上の了解がいかなる意味で行為を調整するメカニズムとして導入されるのかを、明らかにしなければならない (Habermas 1981=1985: 143-144)。

コミュニケーション的行為のモデルのみが言語を、完全な了解の媒体として前提する。このばあい、話し手と聞き手はかれらのあらかじめ解釈されている生活世界の地平から、同時に客観的、社会的、主観的世界のなかの何かに関係し、こうして共通の状況に関する規定を取り扱うことができる。こうした言語の解釈の概念は、形式的語用論をめぐるさまざまな努力の基礎となっているのである (Habermas 1981=1985: 144-145)。

では、なぜハーバーマスはコミュニケーション的行為における「言語」を重要視するのだろうか。ハーバーマスは以下のように説明する。

コミュニケーション的行為モデルのばあい、言語はただ、発話者が了解を目指して命題を用いて世界と連関をもつという語用論的視点のもとでのみ、その重要さをもつのであって、目的論的、規範指導的、または演劇的行為におけるように直接的に世界と連関をもつのではなく、反省的な仕方でも連関するのである。発話者は、他の行為モデルでは単一または一対であられる三つの形式的世界概念を、一つのシステムに統合し、このシステムを共通に一つの解釈の枠として前提し、この枠内で発話者は了解を遂げることができるのである (Habermas 1981=1985: 149)。

公共的コミュニケーションによる「社会統合」を目指すハーバーマスの主張に依拠するのであれば、以上のような説明は至極納得のいくものだろう。すなわち、コミュニケーション的行為による発話によって、三つの「形式的世界概念」(主観的世界、客観的世界、社会的世界)は統合され、一つの「システム」となり、その中において討議やそれによる了解、あるいは承認を得ることができるのである。そして、その討議を交わす相手、あるいはそれによる了解や承認を下す相手が、そのシステムには必然と現れてくる。すなわち、明確な「他者」という存在が立ち現れるのである。

「社会統合」と「他者」という二つの概念は、一見、関連がない、あるいはお互いがそれぞれ独立したものとして捉えられることができよう。しかしながら、ハーバーマスによるコミュニケーション的行為という概念、あるいは社会民主主義者としてのハーバーマスによる公共圏という概念から紐解いていくと、「社会統合」と「他者」という二つの概念はかなり密接な関連があるということが明らかとなる。それを示すかのように、齋藤純一は、この問題に関連して以下のように述べる。

人びとがそれぞれの世界観にしたがって生きる自由（私的自律）の相互承認は、人びとが相互に課す法規範が、政治的公共性において——相互に受容しうる理由を提示し、検討しあうことを通じて——公共的に正当化されることに依存している。私的自律の相互承認は、政治的自律が協同で、つまり排除のない仕方で行使されるかどうかにかかっているのである（齋藤 2007: 112-113）。

齋藤によれば、世界観が多分化しているこの複雑な現代社会においては、法規範が、相互に討議し、意見を受容し、検討しあう政治的公共性というある種の言論空間において、単数の世界観に依存するのではなくて、複数の世界観から構成される多元的世界によって全面的に正当化されるような法規範が必要なのであり、その場合においてのみ、単数、あるいは複数の他者との間に相互承認が成されるというわけである。そしてここに、「社会統合」と「他者」という二つの問題を結びつけるヒントがある。端的に言えば、「社会統合」を目指すにあたって、明確な「他者」というものは必要不可欠となってくる。すなわち、他者との討議により、相手の意見を受容しつつも吟味し、それに対する自らの自律した意見を表明し、他者と検討し、承認しあうことによって、ある種の社会が統合されうるということである。これは、一貫してハーバーマスが主張してきた、コミュニケーションによる社会統合という理念にほかならない。

しかしながら先述したように、本稿において目指されるべき課題は、CMC空間というある種の社会において、テキスト・ベースによる、ハーバーマスが定式化したコミュニケーション的行為はいかにして実践されるのかを問うものであった。今まで述べてきたハーバーマスによるコミュニケーション的行為は、大前提として、そのような空間を考慮に入れてはいない。言い換えれば、コミュニケーション的行為はあくまで私たちの生きる現実世界において行われる行為である。それでは、CMC空間においては、ハーバーマスの主張に基づくコミュニケーション的行為はいかに実践されうるのだろうか。

そしてまた、CMC空間ならではの問題がここに浮上する。それは紛れもなく「他者」の存在である。現実世界における対面式でのコミュニケーションであれば、明確な「他者」というものは間違いなく存在する。しかしながら CMC 空間においては、その他者は不特定多数のものとなる。すなわち、他者性はより複雑化すると言える。そこで次節では、今まで述べてきた、現実世界におけるコミュニケーション的行為による「社会統合」と「他者」という問題群の中でも、特

に「他者」という問題に着目し、それを CMC 空間に当てはめ、論じることとしよう。

3. CMC 空間におけるコミュニケーション的行為と「他者」——匿名性と相互行為論の観点から

本節では、CMC 空間におけるテキスト・ベースによるコミュニケーション的行為と「他者」という問題を、匿名性と相互行為論の観点から考察していきたい。立ち返って、コミュニケーションという行為は、「他者」という存在がいて初めて成り立つと言える。しかしながら CMC 空間においては、往々にして匿名性が保たれており、また同時に、それを擁護する意見は根強くある。

例えば千代原亮一は、日本国憲法第 21 条で保障されている表現の自由の権利に基づき、昨今の実名制の導入に関する議論は、インターネットのさらなる発展を阻害するだけでなく、自由で、かつ開かれた公開討論の場としてのインターネットの機能を奪いかねないとする（千代原 2006）。そして千代原は、結論として以下のように述べる。

インターネットは、誰もが自由に議論に参加でき、公開討論を行うことができる、「思想の自由市場」である。拙速なインターネット実名制に走れば、表現の自由の重要な機能が失われることにもなりかねない。違法でない匿名表現までも規制立法は、過度に広汎な規則として、違憲の疑いが強いと言えよう（千代原 2006: 221）。

以上のような、インターネット上における公共圏の可能性と匿名性の問題を関連させるような議論は昨今、往々にして語られるようになっている。しかしながら、上述したような、匿名性を擁護するような議論がすべてではないということを先に断わっておきたい。例えば大谷卓史は、ネット・リテラシーの観点から、匿名性について、やや批判的な姿勢をとっている。

言論による真理獲得・解明の指向が失われるならば、これはやはりニヒリズムへの墮落であって、熟議民主主義などの言論を基盤とする社会的意思決定システムへの信頼も腐食していくかもしれない。したがって、匿名言論を無制限に肯定し、ネット・リテラシーの涵養を楽天的に勧めることにはためらいを覚える（大谷 2008: 197）。

以上のような、匿名性に対する肯定派と否定派による議論が入り乱れる CMC 空間において、名の知れぬ「他者」問題をどのように考えていくべきだろうか。さらに言えば、次のように言い換えることもできる。匿名性によって相手の情報が不明な場合、すなわち、数えきれないほどの不特定多数の「他者」が混在する CMC 空間において、その「他者」といかにしてコミュニケーション的行為を実践していくことができるのだろうか。このことに関して、筒井淳也と秋吉美都は、興味深い示唆を行う。

ネットを匿名の世界と特徴づけることもまた端的に間違いである。このことは顔を知らない人々どうしてコミュニケーションが行われるようなBBSにおいてさえあてはまる。私たちは通常ネットではハンドル・ネーム（以下ハンドル）を使うが、ハンドルが匿名のコミュニケーションを可能にすると断定することはできない。現実世界において、実名やあだ名は、行動主体と行動、そして行動をつうじて人間に帰属される個性・属性情報を結びつける機能を持つ。他方、ハンドルは複数の「書かれたこと」と「書いた人物」との同一性を作り上げ、この同一性をあてにしながらBBSなどの書き込みは秩序と整合性を獲得する。とすれば、機能の点から見れば、ハンドルは実名が現実世界において日常的に持っている機能とほぼ同じ働きをするといえる。現実世界でそうであるように、ネットにおいても匿名のコミュニケーションはむしろ例外的である（筒井・秋吉 2001: 402）。

以上のように筒井と秋吉は、CMC空間における匿名性に対する賛否をはっきりと示してはいない。しかしながら一つ言えることは、筒井と秋吉は、現実世界におけるコミュニケーションと、CMC空間における匿名によるコミュニケーションの間にさほど差異はないと述べるのである。なぜならばCMC空間においても「書かれたこと」と「書いた人物」との同一性を作り上げ、この同一性をあてにしながらBBSなどの書き込みは秩序と整合性を獲得する」からである。この意味において、現実世界のそれと、さほど差異はないというのが筒井と秋吉による主張なのである。

しかしながら彼らは、現実世界におけるコミュニケーションと、CMC空間におけるそれとの間に完全な違いがあるとは断言していない。すなわち、対面状況におけるコミュニケーションと、そうではないコミュニケーションとの違いは少なからずあると述べる。彼らによれば、それは、①対面状況は「媒介されない」あるがままの相互行為を可能にする一方、CMC空間においては「媒介された」相互行為を可能にするということ、②CMCが行われる公共空間は個人の個性や属性情報から自由であるがゆえに、対面状況のそれより平等で民主的な、かつ自由な討議の場であるという（筒井・秋吉 2001: 405）。

まず筒井と秋吉は、上記①に関する考察を行う。彼らによれば、対面的相互行為とCMCを単純に対比させることはできないという。その理由として、彼らは「対面的相互行為によって維持されているとされる社会関係は、こんにちすでにさまざまなメディア技術によって媒介されているからである。ネットもまた対面状況に対してさまざまな関係に立ちうるものであり、単により均質で公共的な空間であるわけではない」と説明している（筒井・秋吉 2001: 405）。そして彼らは、アーヴィング・ゴフマンによる表局域と裏局域という両概念を援用できるとし、「ネットは場合によっては対面状況に対する裏局域を構成することがあるのに対し、別の場合ではネットこそが表局域になる」と述べ、人種差別の正当性を擁護する団体、あるいは反対に、環境運動団体などを例示している。活動内容によって、オンライン／オフラインにおける局域は異なるというのが筒井・秋吉による主張だ。

次に、上記②に関する考察が行われる。彼らは「ネットが対等なコミュニケーションに親和的である」という主張は、CMC での個性・属性情報の欠落を根拠としている」とし、その理由として「組織の位階構造で下位にある者が対面状況で上位者に率直に意見を伝達することは容易ではないが、ネットにおいては位階構造は見えにくくなる」と説明する（筒井・秋吉 2001: 405）。しかしながら彼らは、現実とはそれほど単純ではないと断言する。それを説明するために彼らは、「フレームによるネット上での非難中傷」と「特定のハンドルをあえて維持するという方法」という二点を例示する。すなわち、「フレームは、ネット独特の逸脱行動としてとらえられる一方で、相互行為上の立場の優劣をとにかくにもネット上で再構成しようとするブリコラージュとしても理解できる」と同時に、「ハンドルは匿名性を確保する一方で、ユーザのアイデンティティの基礎として実名に近いかたちで機能する場合もある」からである（筒井・秋吉 2001: 406）。

上記①と②に対する筒井・秋吉によるこれまでの見解だけを切り取れば、現実世界におけるコミュニケーションと、CMC 空間におけるそれとの差異はほとんどないもの、すなわち実に似通ったものとして捉えられるだろう。確かにその通りである。しかしながら彼らは、それでもなお、CMC 空間におけるコミュニケーションの可能性と危険性を、結論部分において示唆している。

コンピュータという新しいメディアが可能にするコミュニケーション空間の行方は、既存の形態のコミュニケーションが抱え込んでいるものとはほぼ同じ問題を解決できるかどうかということに大きく依拠している。異質な個人どうしがコミュニケーションを行うことができる空間の「可能性」は、メディアにではなく、メディアを不可欠の一部として含み込んだコミュニケーションの構造と実践に左右される。もしこのことを社会学が忘れてしまえば、現実世界の問題があたかも新しいメディアを作る世界によって解決されるように語られてしまうことになる。電子ネットワークは個性・属性情報を無化し、全地球市民の連帯を可能にするように見えるかもしれないが、それらを再導入しようとする実践いかんによっては、分断された無数の飛び地 enclave を生み出すことにもなるのである（筒井・秋吉 2001: 407-408）。

さて、本稿における最重要課題に話を戻そう。それは「CMC 空間において不特定多数の「他者」との間にいかなるコミュニケーション的行為が行われるか」であった。今まで述べてきたように、少なくとも日本の CMC 空間においては、往々にして匿名性が保たれていた。しかしながら、相互行為論の観点から考察すれば、現実世界におけるコミュニケーションと、CMC 空間におけるコミュニケーションとの間にある差異は、本質的にはほとんど存在しないと言えるのであった。そして、このことこそが CMC 空間における「他者」問題をより一層、複雑なものにしてしまう。現実世界におけるコミュニケーションは往々にして対面状況のもとにあり、そうであるから、話し手と聞き手は相互行為によってお互いの「情報」を知り合うことができる。そして、その情報をもとにお互いがお互いを「他者」として認識するからである。そうであるならば、

CMC 空間という匿名性が保たれた空間においては、他者を「他者」として認識できない。電子掲示板（BBS）や、Twitter といったソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）を想定すれば、それを理解することは容易い。すなわち、CMC 空間においては、「他者」は、不特定多数の「他者」として私たちの前に立ち現れる。ましてや、ハーバーマスによるコミュニケーション的行為概念が目指すさまざまな意見の「整合」など、明確な「他者」がいない限りにおいては、到底不可能なことなのではないか。

しかしながら、そうであるからこそ次のように考えることもできよう。他者としての「情報」がないのであれば、CMC 空間においてコミュニケーションを行う人々に対して、何らかの「情報」をあらかじめ与えればいいのではないか。そして、その CMC が行われる「場」を設ければいいのではないか。それを可能にする手がかりの一つとして、本稿では、社会思想としてのアーキテクチャ論を取り上げる。次節では、CMC 空間におけるアーキテクチャ論について論じることとしよう。

4. CMC 空間におけるアーキテクチャと「他者」問題

アーキテクチャとは何か。この概念を社会思想の一つとして初めて用いたのはアメリカの憲法学者であるローレンス・レッシグである。レッシグは 2001 年に『CODE』においてその定式化し、その後、その第二版においてさらなる発展を促進させた（Lessig 2006=2007）。レッシグによれば、アーキテクチャとは「物理的に作られた環境」（Lessig 2006=2007: 171）のことであり、「法律」、「規範」、「市場」、そして「アーキテクチャ」という四つの要因がそれぞれ、人間の行動を規制するという。そしてレッシグは、そのことをよりわかりやすく説明するために喫煙に対する規制を例に挙げる。例えば、喫煙すること自体に対する規制を法律によって設けることができるし、個々人が共有する喫煙に対するあらゆる規範によっても禁止でき、また、煙草の値段を引き上げることによって間接的に喫煙を規制することもできる。そしてアーキテクチャによっても喫煙を規制できるとレッシグは主張する。アーキテクチャによって喫煙を規制するとは、例えば、煙草それ自体のあり方や設計を、フィルタなしの煙草、あるいはニコチンを強化した煙草を作れば、煙草を控える人々は自然に減少するであろうということである。

このアーキテクチャという概念を日本に広めた一人として、東浩紀を挙げることができる。東は、ミシェル・フーコーやジル・ドゥルーズが論じる権力論を援用し、社会思想としてのアーキテクチャを「環境管理型権力」として概念化するのである（東 2007）。また、鈴木謙介もこのアーキテクチャに対して当初から着目してきた論者の一人である。ここでは詳細な議論は避けるが、鈴木は、「人びとの判断をコントロールするアーキテクチャを、公共的な観点から設計し、人びとに民主主義を強制していく」工学的民主主義と、「アーキテクチャによる自動化された判断を極限まで推し進め、主体的な判断によらずとも民主主義を運営可能にする」数学的民主主義という二つの民主主義モデルを提示したうえで、それを詳細に検討するのである（鈴木 2007）。

さて、このアーキテクチャという概念が、CMC 空間における特徴の一つである匿名性という問題を規制する道筋を示してくれる。ここでは、レッシグの主張にしたがう形でそれを論じることとする。レッシグは、「法律」、「規範」、「市場」、そして「アーキテクチャ」の四つの要因が、それぞれ人間の行動を規制するということは確認してきたとおりである。これらを CMC 空間に当てはめてみるとしよう。

まず、①「法律」による規制だ。このことに関しては非常に容易に考えられることである。すなわち「法律」によって、CMC 空間における匿名性それ自体を禁止するという直接的な規制の手段を思い起こすことができるだろう。次に②「規範」による規制だ。すなわち、「CMC を交わす相手に対しては匿名であってはならない」、あるいは「CMC 空間においては実名制であるべきだ」とする諸規範が仮にあるとすれば、「規範」による規制は効力を持つことになるだろう。また、③「市場」による規制も CMC 空間においては大きな影響力を及ぼすことになる。すなわち、CMC 空間における実名制による明確な話し合いの場を有料制、あるいは課金制にするとしよう。それにより、「実名制でなければ話し合いに参画できない」とする考えが働き、間接的に匿名性を規制することができる。そして最も大事な点が、④「アーキテクチャ」による規制だ。このことは最も重要でありながら、それと同時に、最もシンプルなものでもある。すなわち、CMC による明確な話し合いの場を設計したうえで、そこでは必ず実名で、なおかつ複数の情報を事前に公開したうえで参画しなければならないというものだ。まさにレッシグが述べる「物理的に作られた環境」を設計するのである。

そして、以上のことにより CMC 空間におけるアーキテクチャによって規制されたコミュニケーション環境においては、「他者」という存在がはっきりと立ち現れる。相手の実名はもちろんのこと、相手の情報さえもが開示されたその環境においては、匿名性の保護下にあった「他者」という問題は、実名を含む情報の分からない不特定多数の「他者」から、それが分かる特定の他者へと移行するようになる。少なくとも、レッシグが想定するアーキテクチャによって規制された、「物理的に作られた環境」においてはそうであると言えるのである。

それでは、ハーバーマスが想定していない CMC 空間におけるアーキテクチャによって規制されたコミュニケーション環境において、テキスト・ベースによるコミュニケーション的行為は、実際に、どのような形で実践されるのだろうか。そこで次節では、アーキテクチャによって規制された「場」におけるコミュニケーション的行為の可能性を考えてみたい。

5. CMC 空間におけるコミュニケーション的行為の実践可能性

5-1. コミュニケーション的合理性概念の導入

本節では、CMC 空間におけるアーキテクチャによって規制された環境下でのコミュニケーション的行為の実践可能性を示すため、新たに、ハーバーマスによる「コミュニケーション的合理性」という概念を導入してみたい。コミュニケーション的合理性とは、一般に、主として目的

合理性と対比される概念であり、また同時に、フランクフルト学派の近代的合理性批判を批判的に継承しつつ生み出された概念でもある。ハーバーマスは、それまでの目的合理的行為に代わり、相互了解を志向するコミュニケーションの合理性を定式化し、その体系化を図った。そしてこの種の合理性は、言語によるコミュニケーションにおける批判と根拠づけに本質的に関連している。すなわち、合理的である、ということが意味するものは、コミュニケーション的行為が交わされる際、その発言の真理性・正当性・誠実性に関する妥当性要求が批判を受けて、討議の中で十分に吟味されうるということであり、その結果として、討議内容それ自体が訂正されうるということでもある（小牧・村上 2001=2015）。

本稿で目指すべき最重要課題は、CMC 空間において、テキスト・ベースによる、ハーバーマスが定式化したコミュニケーション的行為がいかに実践されるのかということであった。ここで新たに、コミュニケーション的合理性の概念の導入を経ると、次のように説明することもできるだろう。すなわち、CMC 空間におけるアーキテクチャによる規制の環境下でのコミュニケーション的合理性にもとづくコミュニケーション的行為がいかに行われるのか。そして行われるとしたら、どのように行われるのが理想的であるのかについて、その答えの一端が見えてくるのである。そして、これらの問題を十分に考察することにより、CMC 空間におけるアーキテクチャによる規制の環境下でのコミュニケーション的行為の実践可能性が見えてくるはずである。

5-2. アーキテクチャによる規制の環境下でのコミュニケーション的行為の実践可能性

上述してきた問題を問うにあたっての最大の着目点は、日本における CMC 空間を一種の公共圏と捉えたうえで、そのバーチャルな公共圏において、いかなるコミュニケーションの形式が最も理想的であるのかということである。本稿においては、ハーバーマスが想定する発話によるコミュニケーションではなく、CMC 空間における、テキスト・ベースによるコミュニケーションを例にして考えてみたい。なぜならば、それこそが CMC の特徴の一つでもあるからである。

ハーバーマスは、コミュニケーション的行為について考える際、その多くを、ジョン・L・オースティンによる発話に関する行為区分に依拠し、それ自体を再構成する形で論じられる（木前 2014、永井 2018 など）。オースティンは、発話による言語行為を「発語行為」、「発語内行為」、そして「発語媒介行為」に区分する（Austin 1960=1978）。オースティンによれば、①何事かを発話する行為それ自体を発語行為、②何事かを発話することによって、同時に主張や約束、命令などといった、もう一つの行為を行っており、それら行為を発語内行為、③発話内行為の遂行を通じて、話し手や聞き手、あるいはその両者における感情や思考、行為に対して、何らかの効果を発揮させるようにする行為を発語媒介行為とそれぞれ名づけている（Austin 1960=1978: 164-175）。

ハーバーマスは以上のようなオースティンによる言語行為の区分を再構成する。特に、三つの言語行為のうち、後者二つの言語行為、すなわちオースティンが述べるところの発語内行為と発語媒介行為の二つに着目する。そしてハーバーマスは、命題内容、ならびに発語行為が引き起こ

さまざまな機能を発語内行為、そして、そうした発語内行為が目的論的行為の連関に取り入れられ、発語による媒介効果を聞き手に与える場合の行為を発語媒介行為としている (Habermas 1981=1986: 30-32)。

永井彰は、その中でも発語内行為について「発語内行為のばあいには、話し手と聞き手とがめざす目標が話し手の発言をつうじて明示化されているというところにその特徴があり、しかもそうした目標が聞き手によって了承されたばあいには、一定の拘束力を持ち、そのことをつうじて行為整合がおこなわれることになる」として、以上の説明には重要な点が四つあるとする。すなわち、①話し手の発言は批判可能である、②了解の成立にとって、聞き手が話し手の提案を受け入れるということが決定的に重要である、③その理由は、提案が話し手だけでなく、聞き手にとっても妥当であるとみなしうるからである、④成立した了解には間主観的な拘束力が発生する、という四つの点である (永井 2018: 69)。

ハーバーマスは、発話によって一定の拘束力を持たせ、それによる行為整合が行われるという事態をより強固なものとするために、「妥当(性)要求」という概念の導入を試みている (Habermas 1981=1986: 41)。これについて、永井は以下のように簡潔にまとめている。

話し手は発言をおこなうことによって、その発言に妥当性要求を結びつけている。妥当性要求には批判可能だという特徴がある。聞き手が、妥当性要求を承認できないばあい、それにはたいして異議を申したてることができる。妥当性要求を承認するというばあいには、聞き手は、話し手の発言内容を妥当なものと認めているということになる。話し手によって掲げられた妥当性要求が聞き手によっても承認されたばあい、了解が成立する。妥当性要求が相互承認されたばあい、そこには間主観的な拘束力が発生する。こうした拘束力の発生によって、行為整合がはたされることになる (永井 2018: 70)。

すなわち永井によれば、発語内行為による話し手は、必然的にその発話と妥当要求を結びつけている。その妥当要求は、批判可能であり、承認可能でもあるということである。そして、話し手によるその妥当要求が、聞き手によっても承認された場合においてのみ、そこには間主観的な拘束力が働き、それにより行為整合が果たされるというのである。以上のようにハーバーマスは、オースティンによる言語行為に依拠する形で、コミュニケーション的行為と他の行為群との差異化を図ったのである。

ハーバーマスは、あくまで発話によるコミュニケーション的行為を想定しているということは、今まで確認してきた通りである。しかしながら、本稿では CMC 空間における、テキスト・ベースによるコミュニケーション的行為の実践可能性を問うものであった。だとすれば、ハーバーマスが想定する言語を用いた発話によるコミュニケーションとの不一致が生じてしまう。すなわち、そもそもハーバーマスによるコミュニケーション的行為それ自体が適用可能かという問題になってくる。

これまで確認してきたように、コミュニケーション的行為が他の行為類型と決定的に差異化されている点は、自身の妥当性要求を掲げたうえで、他人の批判に対しても受け入れるべきだとする姿勢にあり、それを支えるものこそが真理性・正当性・誠実性なのである。そして、この三つの観点は、CMC空間における、テキスト・ベースによるコミュニケーション的行為にも適用可能であるということをここでは示しておきたい。すなわち、発話の代わりとしてのテキスト・ベースによる文章の内容それ自体が果たして偽りなく、誠に真であるか（真理性）ということについて、また、書き手による文章が正当なもの、真つ当なものとして受け止められうるか（正当性）ということについて、そして文章の書き手自身が誠実さに基づいているということ（誠実性）について、以上の三つを吟味する必要があるだろう。そこで、ここで再びアーキテクチャという概念を援用してみたい。すなわち、アーキテクチャによる規制の環境下で、真理性・正当性・誠実性がいかにして担保されうるかということを考えてみたい。

本稿におけるアーキテクチャが規制するもの、それは、主としてコミュニケーションを交わす相手側の情報の不透明性であった。言い換えれば、アーキテクチャによる規制によって、相手の実名やその他の情報が開示されるというものであった。端的に言えば、CMC空間において、自らの最小限度のプライバシーを晒さなければならないということである。そこで、ここで今一度、ハーバーマスの社会理論に立ち返ってみたい。ハーバーマスは『近代——未完のプロジェクト』において、独自の近代（モデルネ）論を展開している（Habermas 1990=2000）。ハーバーマスによれば、真理性・正当性・誠実性という三つの妥当性要求は、理性的なコミュニケーションを介して満たされることによって「解放された社会」が訪れるという。ハーバーマスによるこの論理にしたがえば、「理性的な」コミュニケーションこそが大事になってくる。とすれば、本稿におけるアーキテクチャという一種の規制に照らし合わせれば、次のように言い換えることも可能であろう。つまり、理性的なコミュニケーションは、アーキテクチャによる規制の環境下においていかに行われうるのかということである。

だがアーキテクチャによって、最小限度とはいえ、プライバシーが開示されたCMC空間において、ハーバーマスが述べる「理性的な」コミュニケーション的行為は果たして可能なのだろうか。なぜならば、それら情報はビッグデータとして集約され、「監視」されている可能性が往々にしてありうるからである。すなわち、「監視」されることによって、コミュニケーションの合理性の構成要素である真理性、正当性、誠実性という三つの妥当性要求を満たすことがより困難になるのではないか。ましてや、昨今のSNSに代表されるような、お互いがお互いを監視する「相互監視」が働くCMC空間においては、この種の問題は必然的に付きまとうのではないか。しかしながら、結論を先取りすれば、この「監視」こそが逆説的に三つの妥当性要求を満たすように促進させる働きを伴うのである。

社会学における監視概念は、主としてデイヴィッド・ライアンによって論じられている。ライアンは監視を「データが集められる当該人物に影響を与え、その行動を統御することを目的として、個人データを収集・処理するすべての行為」を定義し、「今日、最も重要な監視手段は、収

集されたデータの保存・照合・修正・処理・売買・流通を可能にするコンピュータの機能」であると述べる（Lyon 2001=2002: 13）。ライアンは監視概念にしたがうとすれば、ことさら危険が伴う。ましてや、自らの意見を聞き手に表明し、平等な立場で吟味し、検討する公共的なコミュニケーション的行為そのものを実現すること自体が困難なものになるという考えに行き着くことになるのは容易い。

以上のような困難を打破する手段をライアンは提示している。その手段とは、ライアンによれば「テクノロジーもプライバシーの言説も超えたところ、つまり、社会正義という巨視的な問題と普通の人々に実際に関わる事柄との双方に立ち向かう、監視の倫理の中に存在する」（Lyon 2001=2002: 263）として、以下のように締めくくる。

人間が生身の個人として理解される場所、抽象的コミュニケーションよりも面と向かっての関係が、自動的な類別化よりも正義が、そして、技術的な要請よりも共同の関係性が優先される場所、そこにこそ希望の強い兆しがある（Lyon 2001=2002: 264）。

これに呼応する形で、吉田純は「情報公共圏」という新たな概念を提示している。吉田は、それを「不可視性を強めつつある〈監視〉のメカニズムあるいは〈まなざしのネットワーク〉が可視化され、それらに動員されている情報テクノロジーについての知識が共有され、そして必要であれば〈監視〉を制御する規範形成のための当事者間のコミュニケーションがおこなわれる空間」であると定義している（吉田 2010: 229）。吉田は、以上のような空間が働く条件を二つ提示する。それらは①〈公共圏〉と〈親密圏〉（intimate sphere）との境界線の引き直しが再帰的＝反省的（reflexive）におこなわれること、②〈監視〉に動員される情報テクノロジーの専門家がそこに参加し、クライアントたる非専門家・一般市民とのコミュニケーションを可能にすることである。①の条件について、吉田は、公／私という境界線の定義に関する問題について、公共圏でのコミュニケーションによって自律的にコントロール可能なものにすることを意味するものと述べており、②の条件については、レッシングのアーキテクチャ論を参考に、アーキテクチャによる規制を可視化し、非専門家、すなわち一般市民とのコミュニケーションの俎上に載せることが専門家の役割として期待できると付け加えている。

本稿においては、いわゆる電子民主主義（e-democracy）や CMC 空間における公共圏の可能性についてまで言及するものではない。また、それらについて言及するとなると、本稿における主題をはるかに超えるものになってしまう。さらに言えば、アーキテクチャによる規制の環境下での CMC 空間において、ハーバーマスが理論化したコミュニケーション的行為の実践可能性を考えるとという主題を大きく超えてしまう。しかしながら吉田による示唆は、この答えの一端を担ってくれる。つまり、公共圏と親密圏の間にある境界線を明確に引き直し、アーキテクチャによる規制によって、またそれによる規制を可視化することで、初めて話し手と「他者」、あるいは「他者」と聞き手との間に、ハーバーマスが提示した妥当性要求を乗り越え、テキスト・ペー

スによる公共的なコミュニケーション的行為が作動するのではないかというのが筆者による主張である。すなわち、先述したように、アーキテクチャによる規制によって個々人の最小限度のプライバシーが開示され、それらが「監視」されるという危険性それ自体が、逆説的に、妥当性要求を満たす可能性にもなりうるということだ。なぜならば、「監視」されることによって人間は行動を制御される。ゴフマンの論理を借りれば、人間は他人から「見られる」ことによって、自己を「演じる」ことになる。これこそが、真理性・正当性・誠実性という三つの妥当性要求を満たしうる。端的に言えば、アーキテクチャによる規制の環境の下では、人間は「監視」されることにより、この三つの妥当性要求を満たそうと「演じ」うるのではないか。再度述べるように、「監視」することによって、逆説的に人間はアーキテクチャによる規制を守り、そして「演じる」ことによって三つの妥当性要求を満たすのである。

6. おわりに ― 展望と課題

本稿では、CMC空間におけるテキスト・ベースによるコミュニケーション的行為がいかに行われるのかについて考察してきた。そのためにまず、主に「社会統合」と「他者」という二つの問題を設定した後、ハーバーマスのコミュニケーション的行為に関する理論と、その展開について見てきた。その後、「匿名性」という問題と、相互行為論という観点を手がかりとして、CMC空間における「他者」という問題について見てきた。次に、アーキテクチャによる規制という観点から、CMC空間における「他者」問題について、さらなる考察を行い、最後に、そのアーキテクチャによる規制の環境下での「監視」という問題が、逆説的に、ハーバーマスが提示する三つの妥当性要求を満たす可能性を示唆した。

しかしながら、本稿においては述べることでできなかった新たな問題がある。それは、CMC空間における「監視」の妥当性を問う手続きである。筆者は何も、CMC空間が常に「監視」されていることが素晴らしいと述べたいのではない。これにより、CMC空間における表現の自由が著しく損なわれてしまうことは目に見えているからだ。確かに「監視社会」に対する批判を軽んじてはいけないし、今日まで、「監視社会」に対する批判的研究は往々にしてなされてきた(例えば阿部 2006、阿部 2014、田畑 2015、Schneier 2015=2016 など)。だが、そうではなくて、これからの展望、あるいは課題として、あくまでハーバーマスが提示する三つの妥当性要求を満たしうるものとしての「監視」の妥当性を問わなければならないのである。そうすることによって、先に述べた吉田による「情報公共圏」概念が、初めて考察するための枠組みとして参照されるのである。

それだけではない。以上述べてきた議論から見えてくる新たな最重要課題は、CMC空間において、コミュニケーション的行為による討議、あるいは熟議空間は果たして構築可能かどうかという問題である。言い換えれば、現実世界における公共圏ではなく、CMC空間におけるバーチャルな公共圏に関する制度設計が新たに浮上してくるのである。そして、それが設計されてこ

そ、より円滑で平等な、そして自律した公共的コミュニケーションがCMC空間においても実践されることだろう。本稿はその前段階として、テキスト・ベースによるコミュニケーション的行為の実践可能性について考えてきたわけであるが、より深い考察を進めるにあたって、この種の討議、あるいは熟議空間に関する制度設計の問題は、もはや欠かすことのできない問題群となるだろう。

参考文献

- 阿部潔、2006、「公共空間の快適 — 規律から管理へ」、阿部潔・成実弘至編、『空間管理社会 — 監視と自由のパラドックス』、新曜社、pp 18-56。
- 、2014、『監視デフォルト社会 — 映画テキストで考える』、青弓社。
- Austin, John L, 1960, *How to do thing with words*, Oxford University Press. (=1978、坂本百大訳『言語と行為』、大修館書店。)
- 東浩紀、2007、『情報環境論集』、講談社。
- 千代原亮一、2006、「インターネットにおける匿名言論の保護」『研究紀要』3 (1): 213-223。
- Dahl, Robert Alan, 1998, *On democracy*, Yale University Press. (=2001、中村孝文訳、『デモクラシーとは何か』、岩波書店。)
- Habermas, Jürgen, 1990, *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Suhrkamp. (=1994、細谷貞雄・山田正行訳『公共性の構造転換 — 市民社会の категорияについての探究』、未来社。)
- 、1981a, *Theorie des kommunikativen Handelns*, Suhrkamp. (=1985-1987、河上倫逸・M. フーブリヒト・平井俊彦訳『コミュニケーション的行為の理論』、未来社。)
- 、1990, *Die Moderne : Ein unvollendetes Projekt*. Leipzig. (=2000、三島憲一訳『近代 — 未完のプロジェクト』、岩波書店。)
- 千川剛史、2001、『公共圏の社会学 — デジタル・ネットワーキングによる公共圏構築へ向けて』、法律文化社。
- 、2003、『公共圏とデジタル・ネットワーキング』、法律文化社。
- 木前利秋、2014、『理性の行方 — ハーバーマスと批判理論』、未来社。
- 小牧治・村上隆夫、2001=2015、『ハーバーマス』、清水書院。
- McLuhan, Marshall, 1962, *The Gutenberg galaxy : the making of typographic man*, University of Toronto Press. (=1986、森常治訳『ゲーテンベルクの銀河系 — 活字人間の形成』、みすず書房。)
- 三浦麻子・篠原一光、1997、「インターネットにおける CMC に関する基礎的研究 — WWW を用いた質問紙調査の実際」『大阪大学人間科学部紀要』23: 89-110。
- Lessig Lawrence, 2006, *Code Version 2.0*, Basic Books. (=2007、山形浩生訳『CODE VERSION 2.0』、翔泳社。)
- Lyon, David, 2001, *Surveillance society: Monitoring everyday life*, Open University Press. (=2002、河村一郎訳『監視社会』、青土社。)
- 永井彰、2018、『ハーバーマスの社会理論体系』、東信堂。
- 大谷卓史、2008、『アウト・オブ・コントロール — ネットにおける情報共有・セキュリティ・匿名性』、岩波書店。

- Rheingold, Howard, 1993, *The Virtual Community: Homesteading on the Electronic Frontier*, MIT Press. (= 1995、会津泉訳『バーチャル・コミュニティ——コンピューター・ネットワークが創る新しい社会』、三田出版会。)
- 斎藤純一、2007、「排除に抗する社会統合の構想——ロールズとハーバーマスにおける相互承認をめぐって」『年報政治学』58 (2): 103-121.
- Schneier, Bruce, 2015, *Date and Goliath: The hidden battles to collect your data and control your world*, W.W.Norton&Company. (=2016、池村千秋訳『超監視社会——私たちのデータはどこまで見られているのか?』、草思社。)
- Sunstein, Cass, 2001, *Republic.com*, Princeton University Press. (=2003、石川幸憲訳『インターネットは民主主義の敵か』、毎日新聞社。)
- 、2012、『熟議が壊れるとき——民主制と憲法解釈の統治理論』、勁草書房。
- 、2017, *#Republic*, Princeton University Press. (=2018、伊達尚美訳『#リパブリック——インターネットは民主主義に何をもたらすのか』、勁草書房。)
- 鈴木謙介、2007、『ウェブ社会の思想——〈遍在する私〉をどう生きるか』、日本放送出版協会。
- 田畑暁生、2015、「ビッグデータと監視社会」『社会情報学』3 (3): 127-134.
- 筒井淳也・秋吉美都、2001、「新しい公共空間への展望——電子ネットワーク空間における公共性の相互行為論的分析」『社会学評論』51 (4): 398-411.
- 吉田純、2000、『インターネット空間の社会学——情報ネットワーク社会と公共圏』、世界思想社。
- 、2010、「情報ネットワーク社会における〈監視〉と〈プライバシー〉」『システム／制御／情報』54 (6): 225-230.